

認定ポイント対象研修申請に関する要項

1. 認定ポイント対象研修に関する審査は、「研修を開催する団体に関する審査」およびその団体が開催する「研修に関する審査」の2段階構成である。両審査とも基準を満たした場合、認定ポイント対象研修として認める。共催の場合、どの共催団体が申請しても良い。

研修に対して認定番号を付与する運用であり、過去に団体に関する審査で承認を得ている場合でも、研修毎の申請が必要である。

※本制度への移行については、「8. 移行措置と認定番号」をご参照ください

2. 団体に関する認定基準

- 1) 会則・規約がある
- 2) 医療専門職が代表者である
- 3) 会員資格に医療専門職が含まれる
- 4) 日本腎不全看護学会会員が申請者である

3. 研修に関する認定基準

- 1) 慢性腎臓病の療養指導に関わる内容を主とする
- 2) 慢性腎臓病療養指導看護師（CKDLN）にふさわしい水準を保っている
- 3) 参加資格に看護職が含まれる
- 4) 研修時間が90分以上である（※1）
- 5) 研修の参加者に対し、受講終了後に参加証が発行される（※2）
ただし、研修時間の4/5時間以上の参加を必要とする
- 6) 営利企業主催ではない（営利企業との共催は可）（※3）
- 7) 営利目的ではない

※1

- ・ 特定の薬剤や機器等の宣伝の時間は、研修時間に含まない。
- ・ 要項改正への移行措置として、研修開催日が2024年4月30日までは、90分未満を認める

※2

- ・ 参加証には、下記項目を記載すること。
- ・ 認定ポイント数は、日本腎不全看護学会ホームページ上のCKDLNポイント一覧表を確認すること。
 - ・ 研修名
 - ・ 開催年月日
 - ・ 参加者氏名
 - ・ 認定番号
 - ・ 認定ポイント
 - ・ 研修主催団体
 - ・ 研修主催団体の押印（共催の場合は、どの団体の押印でも可）

※3

- ・営利企業主催の場合は、「認定ポイント対象企業主催研修申請に関する要項」をご覧ください。

4. 申請方法

- 1) 認定ポイント対象研修申請システムから以下の書類を提出する。

- ・団体に関する資料（会則または規約、代表者や会員資格がわかるもの）
- ・研修の概要（研修の内容がわかるもの）

※研修案内のちらしやパンフレット等に記載する場合は、「日本腎不全看護学会認定ポイント対象研修（申請中）」とすること

- 2) 団体に関する認定基準4) のとおり、日本腎不全看護学会会員が申請者となる。
- 3) 審査料として 1,100 円（税込）を納付する。

5. 申請期限

研修開催日の 2 ヶ月前まで

※要項改正への移行措置として、2024 年 3 月 31 日申請分までは、1 ヶ月前までを認める

6. 審査方法

申請書類をもとに、認定委員会にて審査を行う。

7. 審査結果の通知

日本腎不全看護学会事務局を通じて、申請担当者あてに審査結果を通知する。

8. 移行措置と認定番号

本制度への移行に伴い、下記措置を適用する。

- 1) 前制度での認定期間が 2023 年 3 月まで

開催日が 2023 年 3 月 31 日までの研修については、改めての申請は不要とし、旧 JANN 認定番号でのポイントを認め、かつ、審査料を徴取しない。

- 2) 前制度での認定期間が 2024 年 3 月まで

開催日が 2024 年 3 月 31 日までの研修については、改めての申請は不要とし、旧 JANN 認定番号でのポイントを認め、かつ、審査料を徴取しない。

2023 年 11 月 20 日 施行

2023 年 7 月 29 日 改正

以上